

社会福祉法人百鷗
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人百鷗（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与及び退職慰労金とする。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務の執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 理事に対して支給する報酬は、各年度の総額が13,000,000円を超えない範囲で支給する。

3 監事に対して支給する報酬は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

- (2) 賞与 別表第1に定める額
- (3) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(常勤の理事の勤務時間等)

第5条 常勤の理事の勤務時間は、月100時間とする。ただし、別表第1の支給額を限度とし、勤務時間の実態に応じ支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給)
- (2) 賞与 職員の賞与に準じて支給
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. 役員及び評議員等報酬規程（平成13年3月1日施行）は廃止する。
2. この規程は、平成29年6月15日より施行する。
3. この規程は、平成31年2月14日より施行する。
4. この規程は、令和5年3月31日改正、令和5年4月1日より施行する。

別表第1（第4条第1項（1）関係）

（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000 円
常務理事	月額 500,000 円
理事	月額 300,000 円

別表第2（第4条第1項（2）関係）

（常勤の理事の賞与）

賞与の算定	報酬月額×職員の賞与に準じる月数
-------	------------------

別表第3（第4条第1項（3）関係）

（常勤の理事の退職慰労金算定式）

報酬月額×在任年数×係数

※報酬月額とは在任期間の平均報酬月額とする。

※在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※係数は2とする。

別表第4（第4条第1項（3）関係）

（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

内容	日額
理事会等会議への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

（2）監事

内容	日額
理事会等会議への出席	7,000 円
監事監査等への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

別表第5（第4条第3項関係）

（評議員の報酬）

内容	日額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

